

## 湘南地区メディカルコントロール協議会心肺蘇生研修セミナー実施規則

### (目的)

第1条 この規則は、湘南地区メディカルコントロール協議会標準化教育要領第2条の規定に基づき、心肺蘇生研修セミナーの円滑な運営に関し、必要な事項を定める。

### (名称)

第2条 湘南地区メディカルコントロール協議会の実施する心肺蘇生研修セミナーの名称は、湘南MC心肺蘇生セミナー及び湘南MC心肺蘇生技術指導員養成セミナーとする。

### (カリキュラム)

第3条 湘南地区メディカルコントロール協議会の実施する心肺蘇生研修セミナーのカリキュラムは、本協議会の策定した心肺蘇生ガイドラインに基づくものとし、プログラム、教育時間及び指導体制等は別に定める。

### (作業内容)

第4条 標準化教育作業部会は、心肺蘇生研修セミナーの実施にあたり、次の作業を行うものとする。

- (1) 心肺蘇生研修セミナー運営に係る担当者等の選出
- (2) 実施期日の決定
- (3) 実施場所の決定
- (4) 受講者数及び指導者数並びに受講者枠の決定
- (5) 受講者及び指導者等の決定
- (6) プログラムの決定
- (7) 教育資器材の確保
- (8) 指導体制の調整
- (9) その他必要事項の決定

### (運営担当者)

第5条 心肺蘇生研修セミナー運営に係る担当者は次のとおりとする。

- (1) 担当責任医師  
心肺蘇生研修セミナーの内容及び質の管理を行うため、心肺蘇生研修セミナー開催責任者として、湘南地区メディカルコントロール協議会登録検証医師若しくは登録検証医師と同等の医師を置く。
- (2) 運営担当者  
心肺蘇生研修セミナー運営の全般を担当する。
- (3) 副運営担当者  
心肺蘇生研修セミナー運営担当者を補佐し、心肺蘇生研修セミナー運営全般を担当する。
- (4) 指導管理員

心肺蘇生研修セミナーの教育指導の質を管理する。

(5) その他必要な担当者

(交通費等)

第6条 心肺蘇生セミナー実施に伴う交通費等は、標準化教育作業部会で協議し、別に定める。

(認定等)

第7条 湘南地区メディカルコントロール協議会会長は、湘南MC心肺蘇生技術指導員養成セミナーを修了し、心肺蘇生技術指導能力を有すると認められる者に対し、心肺蘇生技術指導員認定証(様式1)を発行するものとする。

2 湘南地区メディカルコントロール協議会会長は、湘南MC心肺蘇生セミナーを修了した者に対し、湘南MC心肺蘇生セミナー修了証(様式2)を発行するものとする。

3 標準化教育作業部会長は、心肺蘇生研修セミナーの指導に携わった者に対し、指導実績証(様式3)を発行するものとする。

(実施規則改正)

第8条 この実施規則の改正は、標準化教育作業部会の議決を得なければならない。

(その他)

第9条 この実施規則に定めのない事項については、標準化教育作業部会で協議し、決定するものとする。

附 則

この実施規則は、平成21年 9月18日から施行する。


附 則

この実施規則は、平成22年12月 7日から施行する。


附 則

この実施規則は、平成25年 3月 4日から施行する。

様式 1

	第 号
	<b>心肺蘇生技術指導員認定証</b>
	〇〇消防本部
	<b>湘南太郎</b>
上記の者、心肺蘇生技術指導員として認定する	
〇〇年〇〇月〇〇日	印
湘南地区メディカルコントロール協議会	
会 長 〇 〇 〇 〇	

様式 2

	第 号
	<b>湘南MC心肺蘇生セミナー修了証</b>
	〇〇〇消防本部
	<b>湘南太郎</b>
上記の者、湘南MC心肺蘇生セミナーを修了したことを証します。	
〇〇年〇〇月〇〇日	印
湘南地区メディカルコントロール協議会	
会 長 〇 〇 〇 〇	

様式 3

	<b>指導実績証</b>
	〇〇〇消防本部
	<b>湘南太郎 様</b>
上記の者、〇〇年度第〇〇回〇〇〇〇〇セミナーに指導スタッフとして協力したことを証明します	
〇〇年〇〇月〇〇日	印
湘南地区メディカルコントロール協議会	
標準化教育作業部会 会長 〇 〇 〇 〇	